

災害見舞金支給条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市災害見舞金支給条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害により被害を受けた<u>市民又はその遺族</u>に対し見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金」という。）を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>災害</u> 火災又はふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第84号。以下「災害弔慰金条例」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。</p> <p>(2) <u>市民</u> 災害により被害を受けた時において市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者をいう。</p> <p>（災害見舞金の支給）</p> <p>第3条 市長は、災害により市の区域内で被害を受けた市民又はその遺族に対して、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額の災害見舞金を支給する。</p> <p>(1) <u>死亡</u> 死亡した者1人につき40万円</p> <p>(2) <u>負傷</u> 負傷した者1人につき4万円</p>	<p style="text-align: center;"><u>災害見舞金支給条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民が災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に</u>、見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金」という。）を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（災害の種類）</p> <p>第2条 <u>災害の種類は、火災、風水害、地震等の自然災害とする。</u></p> <p>（支給額）</p> <p>第3条 <u>災害見舞金の支給額は、次のとおりとする。ただし、ふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第84号）第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>死亡</u> 40万円</p> <p>(2) <u>負傷</u> 4万円</p>

(3) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯につき20万円

(4) 住居の半焼又は半壊 1世帯につき10万円

(5) 住居の一部損壊(準半壊) 1世帯につき7万円

(6) 住居の床上浸水(前3号に掲げる被害を除く。) 1世帯につき7万

円

2 前項の遺族の範囲及び支給の順位は、災害弔慰金条例第4条の例による。

(支給制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金を支給しない。

(1) 災害による被害が、その被害を受けた者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(2) 災害弔慰金条例第3条に規定する災害弔慰金又は災害弔慰金条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたとき。

(申請及び支給)

第5条 第3条の規定による災害見舞金の支給を受けようとする者は、規

(3) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯当たり20万円

(4) 住居の半焼又は半壊 1世帯当たり10万円

(5) 住居の床上浸水 1世帯当たり7万円

(受給資格及び要件)

第4条 災害見舞金の受給資格は、災害発生時にふじみ野市の住民基本台帳に登録されたものでなければならない。

2 弔慰金の受給範囲及び順位は、次のとおりとする。

(1) 死亡者が世帯主以外である場合は、世帯主とする。

(2) 死亡者が世帯主である場合は、世帯主の配偶者(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)とする。

(3) 配偶者がいない場合は、子、父母、孫及び祖父母で世帯主の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序とする。

(4) 前2号に規定する者がいない場合は、規則で定めるものとする。

(届出及び支給)

第5条 第3条の規定による災害見舞金の支給を受けようとする者は、り

則で定めるところにより、災害により被害を受けた日から30日以内に市長に申請しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。
- 3 (略)

(災害見舞金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により災害見舞金の支給を受けた者があるときは、当該災害見舞金の支給の決定を取り消すものとし、既に支給した災害見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 (略)

災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から15日以内に市長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。
- 3 (略)

(支給の決定の取消し)

第6条 市長は、災害見舞金の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、これを取り消すことができる。

(1) 故意に支給の事由を生じせしめたとき。

(2) 届出の内容に偽りがあつたとき。

(災害見舞金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により取り消した災害見舞金が、既に支給されていたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 (略)